



# 三重県公報

平成17年9月26日(月)

第1713号

毎週火・金曜日発行

## 目次

**規 則**

- 三重県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則……………(農水産物安全室) 1

**病院事業庁管理規程**

- 三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程……………(病院事業庁) 2

**告 示**

- 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………(生活保障室) 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………(同) 3
- 生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定……………(同) 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出……………(同) 4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………(同) 4
- 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見の概要……………(観光・交流室) 4

**訓 令**

- 職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(人材政策室) 4

**公 告**

- 換地計画認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧……………(農地調整室) 5
- 同件……………(同) 5
- 同件……………(同) 5
- 同件……………(同) 5
- 国土調査に係る成果の認証……………(資源活用室) 6
- 土地区画整理組合の理事の退任及び就任の届出についての公告を取り消す旨……………(都市基盤室) 6
- 屋外広告物講習会の実施……………(建築開発室) 6

**特定調達公告**

- 一般競争入札を行う旨……………(財務調整室) 7

**正 誤**

- 平成16年4月23日付け三重県公報第1567号……………(農地調整室) 13

## 規 則

三重県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布します。

平成十七年九月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

### 三重県規則第七十号

三重県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

三重県中央卸売市場条例施行規則(平成十二年三重県規則第四十号)の一部を次のように改正する。  
第七十五条第五項中「前項の」を「受託物品に係る前項の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成十七年九月二十六日

三重県病院事業庁長 渡 辺 和 巳

三重県病院事業庁管理規程第十号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「の病棟」を削り、「助産師」を「医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師」に、「准看護師等」を「及び准看護師」に改め、同項第一号中「その勤務時間」を「助産師、看護師及び准看護師の勤務時間」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 一 薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師の勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 四千四百円

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の第十七条第一項の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

告 示

三重県告示第748号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成17年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

Table with 3 columns: 指定医療機関の名称, 所在地, 指定年月日. Rows include 佐藤肛門科クリニック, いたう内科消化器科, ひろせ胃腸科外科, おばたレディースクリニック, まつおか整形外科, 在宅医療クリニック「ゆめ」, なかむら心身医学クリニック, コンドウ歯科医院, 中村歯科医院, アタゴデンタルクリニック, アップル歯科クリニック, あたらし歯科医院, 平田歯科クリニック.

## 三重県告示第749号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成17年9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地              | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|--------------------|------------|
| 医療法人社団佐藤病院        | 桑名市大央町21 - 15      | 平成17年6月30日 |
| いとう内科消化器科         | 四日市市中川原2丁目3 - 8    | 平成17年7月31日 |
| おばたレディースクリニック     | 四日市市川島町字沢中6842 - 1 | 平成17年7月31日 |
| ひろせ胃腸科外科          | 鈴鹿市飯野寺家町235 - 4    | 平成17年7月31日 |
| コンドウ歯科医院          | 四日市市松本3 - 10 - 2   | 平成17年7月31日 |
| 中村歯科医院            | 鈴鹿市算所3丁目9 - 52     | 平成17年6月30日 |
| 森本歯科医院            | 松阪市愛宕町3丁目73番       | 平成17年8月2日  |
| アップル歯科クリニック       | 名張市下比奈知字黒田3100番地の1 | 平成17年7月31日 |
| あたらし歯科医院          | 名張市南町791           | 平成17年7月31日 |
| スズカ調剤薬局西店         | 鈴鹿市南江島町23 - 2      | 平成17年7月31日 |

## 三重県告示第750号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成17年9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称       | 所 在 地               | 指 定 年 月 日 | 事 業（サービ）の種類 |
|-------------------------|---------------------|-----------|-------------|
| 株式会社コムスン桑名ケアセンター        | 桑名市福島字立代町940-3      | 平成17年9月1日 | 訪問介護        |
| 泗水介護支援事業所               | 四日市市幸町1番22号         | 平成17年9月1日 | 訪問介護        |
| 響 ヘルパーステーション            | 津市垂水1396 パールハイムA 2  | 平成17年8月1日 | 訪問介護        |
| セカンドライフ                 | 津市江戸橋1丁目117 - 10    | 平成17年8月1日 | 訪問介護        |
| 伊賀福祉訪問介護事業所             | 名張市下比奈知3458番地の3     | 平成17年8月1日 | 訪問介護        |
| くまの灘漁協 訪問介護「まごころ」       | 度会郡南島町東宮字東新田3310    | 平成17年8月1日 | 訪問介護        |
| だんらん訪問看護ステーション          | 志摩市阿児町鶴方3496番地1     | 平成17年9月1日 | 訪問看護        |
| 通所デイサービスセンター「伊賀の里」      | 名張市下比奈知3458番地の3     | 平成17年8月1日 | 通所介護        |
| デイサービス 海岸通り             | 尾鷲市三木里町293 - 5      | 平成17年8月1日 | 通所介護        |
| くまの灘漁協 デイサービスセンター「まごころ」 | 度会郡南島町東宮字東新田3310    | 平成17年8月1日 | 通所介護        |
| にじのさと桑名居宅介護支援事業所        | 桑名市馬道一丁目30番地 松岡ビル1F | 平成17年7月1日 | 居宅介護支援事業    |
| 指定居宅介護支援事業所 まりも         | 桑名市大山田7丁目7番地75      | 平成17年9月1日 | 居宅介護支援事業    |
| 夢窓苑                     | 津市大倉9番4号            | 平成17年5月1日 | 居宅介護支援事業    |
| 居宅介護支援サービスこだま           | 松阪市高町277番地23        | 平成17年8月1日 | 居宅介護支援事業    |

|                         |                  |           |          |
|-------------------------|------------------|-----------|----------|
| 伊賀福祉居宅介護支援事業所           | 名張市下比奈知3458番地の3  | 平成17年7月1日 | 居宅介護支援事業 |
| くまの灘漁協 居宅介護支援センター「まごころ」 | 度会郡南島町東宮字東新田3310 | 平成17年7月1日 | 居宅介護支援事業 |

三重県告示第751号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成17年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 指定介護機関の名称     | 所在地             | 事業（サービス）の種類 | 変更後の名称等         | 変更年月日      |
|---------------|-----------------|-------------|-----------------|------------|
| 訪問介護 森伸住環境事業部 | 伊勢市佐八町1720 - 22 | 福祉用具貸与      | 伊勢市曾祢1丁目12 - 18 | 平成17年8月16日 |

三重県告示第752号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成17年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 指定介護機関の名称       | 事業者の所在地            | 事業（サービス）の種類 | 廃止年月日     |
|-----------------|--------------------|-------------|-----------|
| ホームヘルプサービス なのはな | 北牟婁郡紀伊長島町長島239番地の5 | 訪問介護        | 平成17年8月1日 |

三重県告示第753号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により松阪市から聴取した意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境の保持の見地から、次の大規模小売店舗については意見を有しない旨の通知をしたので公告します。

平成17年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュサンフラワー店  
松阪市大黒田町城の前522番地外20筆

訓 令

三重県訓令第8号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成17年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員任免事務取扱規程（昭和40年三重県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「かわからず」を「よる人事異動通知書の交付に代えて」に、「よることができる」を「より通知することができる」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、松阪市営中山間地域総合整備事業飯高地区第1号換地区の換地計画認可の申請は、適当と決定しましたので当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の3第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。

平成17年9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書の写
- 2 縦覧の期間  
平成17年9月27日から同年10月25日まで
- 3 縦覧の場所  
松阪市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、松阪市営中山間地域総合整備事業飯高地区第2号換地区の換地計画認可の申請は、適当と決定しましたので当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の3第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。

平成17年9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書の写
- 2 縦覧の期間  
平成17年9月27日から同年10月25日まで
- 3 縦覧の場所  
松阪市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、松阪市営中山間地域総合整備事業飯高地区第3号換地区の換地計画認可の申請は、適当と決定しましたので当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の3第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。

平成17年9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書の写
- 2 縦覧の期間  
平成17年9月27日から同年10月25日まで
- 3 縦覧の場所  
松阪市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、松阪市営中山間地域総合整備事業飯高地区第4号換地区の換地計画認可の申請は、適当と決定しましたので当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の3第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。

平成17年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書の写
- 2 縦覧の期間  
平成17年9月27日から同年10月25日まで
- 3 縦覧の場所  
松阪市役所

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証します。

平成17年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 調査を行った者の名称  
名張市
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月から平成17年3月まで
- 3 成果の名称  
名張市 鷺山1の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
名張市大字鷺山
- 5 認証年月日  
平成17年9月26日

平成17年8月12日付け三重県公報第1701号に登載しました、土地区画整理組合の理事の退任及び就任の届出についての公告を取り消します。

平成17年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）第25条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施します。

平成17年9月16日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 講習会の実施期日、実施場所及び講習科目
  - (1) 実施期日  
平成17年11月30日（水）
  - (2) 実施場所  
津市桜橋3丁目446-34  
三重県津庁舎 本館6階 大会議室
  - (3) 講習科目  
ア 屋外広告物に関する法令  
イ 屋外広告物の表示の方法に関する事項  
ウ 屋外広告物の施工に関する事項
- 2 受講申込書の受付期間、提出先及び受講手数料
  - (1) 受付期間  
平成17年10月11日（火）から同年11月10日（木）まで  
なお、郵送の場合は、平成17年11月10日までの消印のあるものを有効とします。
  - (2) 提出先  
各県民局建設部総務・管理室管理グループ  
ただし、南勢志摩県民同志摩建設部、紀北県民局建設部及び紀南県民局建設部においては、総務・管理・

## 建築室管理グループ

申込書の配布場所も同じです。

## (3) 受講手数料

2,000円(三重県証紙により納付)

- 3 この講習についてのお問い合わせは、三重県県土整備部建築開発室(電話 059-224-2708)にしてください。  
なお、郵送で問い合わせる場合には、宛先を明記し、切手をはり付けた返信用封筒を必ず同封してください。

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

平成17年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 1 入札に付する工事概要

## (1) 工事番号及び工事名

平成17年度 国補中勢志登高率 第2602 - 1分0001号  
中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)  
志登茂川浄化センター管理機械ポンプ棟(土木)建設工事

## (2) 工事場所

(自) 津市白塚町  
(至) 安芸郡河芸町影重地内

## (3) 工事概要

躯体工(土木) 1式(脱臭換気設備室、除塵機室、ポンプ電動機室、ポンプ室、ニューマチックケーソン基礎工1,571㎡)  
仮設工 1式

## (4) 工期

県議会議決の日から632日間(標準工期)とします。  
なお、工事期間の短縮に係るVE提案が採用された場合は、その提案に基づき設定するものとします。

## (5) 総合評価落札方式試行工事

本件工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事です。

## (6) 契約後VE方式工事

本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。ただし、契約締結後の施工方法の提案については、総合評価落札方式に係るものを除きます。

## (7) 競争参加資格

本件工事は、ISO9000sを認証取得していることを競争参加資格とする工事です。

## (8) 予定価格

2,578,578,450円(消費税及び地方消費税を含みます。)

## 2 電子入札に関する事項

- (1) 本件工事は競争参加資格確認申請書(添付資料のみ紙媒体で提出するものとします。)の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書(工事費内訳書を含みます。)の提出、開札、落札者の決定及び同通知書の発行などについて、原則として電子入札システムで行う対象工事です。ただし、電子入札によりがたい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加に変更できるものとします。

- (2) 電子入札による手続き開始後に、紙入札への途中変更は原則的に行わないものとしますが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更できるものとします。

- (3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合があります。

- (4) その他電子入札に係わる運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準」によるものとします。

## 3 競争参加資格に関する事項

本件工事は一般競争入札に参加できる者は、構成員全員が競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる要件をすべて満たした特定建設工事共同企業体とします。(ただし、(4)及び(12)について

は、入札日の前日までに登録されていれば足りるものとします。)

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による「土木一式工事」の特定建設業者であること。
- (2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(審査基準日は平成15年10月1日から平成16年9月30日までの間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のもので可とします。)を受審し、次の要件を満たす者であること。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者となる者

三重県建設工事発注標準に定める「土木一式工事」のAランクの者で総合点が1,200点以上の者で平成7年度以降(過去10年間)に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限ります。以下同じです。)として、国の機関(公社、公団、事業団などのその他政令で定める法人を含みます。以下同じです。)、県、市町村及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源・エネルギー(電力、ガス、石油)、通信会社等。以下同じです。)の発注する本件工事と同種工事(全体計画処理水量50,000 $\text{m}^3$ /日最大又は水処理施設(最初沈殿池、生物反応槽及び最終沈殿池)における1池あたりの処理水量が5,000 $\text{m}^3$ /日最大以上を有する下水道終末処理場土木工事(ただし、場内整備工事は除きます。以下同じです。)及びニューマチックケーソン工法による工事)の施工実績を有する者

イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員1となる者

三重県建設工事発注標準に定める「土木一式工事」のAランクの者で総合点が950点以上の者

ウ 特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員1以外の構成員2となる者

三重県建設工事発注標準に定める「土木一式工事」のAランクの者

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 本件工事に特定建設工事共同企業体の各構成員は、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 三重県公共工事共通仕様書1-1-6の規定による主任技術者又は監理技術者

イ 特定建設工事共同企業体の代表者からは、平成7年度以降(過去10年間)に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、国の機関、県、市町村及びコリンズ登録された公益民間企業の発注する全体計画処理水量50,000 $\text{m}^3$ /日最大以上又は水処理施設(最初沈殿池、生物反応槽及び最終沈殿池)における1池あたりの処理水量が5,000 $\text{m}^3$ /日最大以上を有する下水道終末処理場土木工事の施工経験を有する者を配置すること。施工経験とは、「主任技術者又は監理技術者」若しくは「平成16年4月1日以降発注の国の機関、県、市町村及びコリンズ登録された公益民間企業の工事において、主任技術者としての資格を有し、全工事期間中、工事に従事した現場代理人(コリンズ登録済者に限る。)」としての経験」です。

なお、担当技術者としての経験は不可とします。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有すること。ただし、平成16年3月1日以降に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有すること。

エ 本件の競争参加資格確認申請書の受付最終日以前に3月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

- (6) 特定建設工事共同企業体の代表者からは、平成7年度以降(過去10年間)に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、国の機関、県、市町村及びコリンズ登録された公益民間企業の発注するニューマチックケーソン工法による工事の施工経験がある者を専門技術者として当該工法期間中配置すること。施工経験とは、「主任技術者又は監理技術者」若しくは「平成16年4月1日以降発注の国の機関、県、市町村及びコリンズ登録された公益民間企業の工事において、主任技術者としての資格を有し、全工事期間中、工事に従事した現場代理人(コリンズ登録済者に限る。)」としての経験」です。(主任技術者又は監理技術者との兼務を可とします。ただし下請けでの配置は不可とします。)

なお、担当技術者としての経験は不可とします。

- (7) 三重県建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (8) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定若しくは再生手続開始の

申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- (10) 本件工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- (11) 建設業退職金共済制度に加入している者であること。
- (12) 特定建設工事共同企業体の代表者となる者は、JISQ9001：2000（ISO9001：2000）を次の条件で認証取得している者であること。
  - ア 認証されている事業活動が、当該工事の内容に一致していること。
  - イ （財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証をしている認定機関に認定されている審査登録機関から認定されていること。
  - ウ 当該工事を実際に施工する、又は当該業務を実施する（以下「担当する」といいます。）組織が、当該適用規格を認証取得していることを条件とするものとします。
 

なお、同一企業内の複数の組織で担当する場合には、すべての組織が認証範囲に含まれることを条件とするものとしますが、各組織ごとに別々に当該適用規格を認証取得していてもよいものとします。
- (13) 5に定める総合評価落札方式にかかる評価項目のうち三つ以上の評価指標についてVE提案を行なうこと。ただし、提案したVE提案が認められずに標準案での施工となった場合も入札に参加できるものとします。

#### 4 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員数は3者とします。
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、最低20%とします。
- (3) 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員のうちで施工能力及び出資比率が最大の者とします。

#### 5 総合評価落札方式に関する事項

##### (1) 総合評価落札方式の仕組み

本件工事の総合評価落札方式は、標準点（発注者が設定している最低限の要求要件を全て満たしている場合に付与する点数）に加算点（入札参加者のVE提案内容に応じて付与する点数）を加え、入札価格で除した数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

総合評価落札方式に関する詳細は、入札説明書「総合評価落札方式の内容」によりますが、その概要は以下のとおりです。

##### (2) 評価項目及び評価指標

| 評 価 項 目                             | 評 価 指 標  |
|-------------------------------------|--|
| ア コンクリートの耐久性向上                      | (ア) ひび割れの発生抑制対策  |
| イ 工事期間の短縮                           | (ア) 工事期間（指定部分）の短縮日数（日）   |
| ウ 施工性の向上                            | (ア) 幹線管渠接続工事の施工性等の向上対策<br>(イ) ケーソン沈降後撤去する仮壁の撤去の施工性等の向上対策                       |
| エ 工事における温室効果ガス（CO <sub>2</sub> ）の削減 | (ア) 建設機械から発生するCO <sub>2</sub> の削減量（t）<br>(イ) 建設機械以外から発生するCO <sub>2</sub> の削減対策 |
| オ 周辺地域への影響の低減                       | (ア) 周辺地域への影響の低減対策<br>(イ) ケーソン施工時の漏気対策  |

##### (3) 評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者のVE提案による評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者で評価値 = {(標準点 + 加算点) ÷ 入札価格}の最も高い者を落札者とします。

- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 提案内容が発注者が設定している最低限の要求要件を全て満たしていること。
- ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。
- (4) (3)において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) VE提案が認められなかった評価項目については、標準案による施工を行うものとします。
- (6) 落札者のVE提案内容（性能等）については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案内容を記載するとともに監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。
- (7) 受注者の責によりVE提案内容の不履行が認められた場合には、再度の施工を求めますが、再度の施工が困難な場合には、契約金額の減額又は契約違約金の請求、工事成績の減点等を行います。

なお、詳細は入札説明書「総合評価落札方式の内容」によります。

- (8) 発注者が設定している最低限の要求要件の不履行が認められた場合には、再度の施工を求めます。

#### 6 入札手続等

- (1) 入札説明書並びに設計図面及び仕様書の配布等

入札説明書並びに設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）の閲覧及び配布は、次のとおりとします。

##### ア 閲覧及び配布期間

平成17年9月26日（月）から同年12月14日（水）までの午前9時から午後5時までとします。（三重県の休日定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）

##### イ 閲覧及び配布場所

三重県津市桜橋3丁目446-34

三重県津地方県民局下水道部 総務・用地室 総務グループ

電話 059-223-5169

なお、一部の資料については、三重県入札情報サービスのホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.cals.pref.mie.jp/ppi/pub>)

##### ウ 費用

入札説明書は無料です。

設計図書等は実費が必要です。

- (2) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、平成17年10月24日（月）正午までに使用電子証明書書（JV用）を紙媒体での(イ)の提出場所に提出し、イにより競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び媒体提出通知書を電子入札システムにて提出してください。また、アの添付資料、VE提案届出書、VE提案書及び付随する参考資料等を紙媒体で提出して、競争参加資格の確認を受けてください。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、平成17年10月24日（月）正午までにウの(イ)の提出場所に申請書、添付資料、VE提案届出書、VE提案書及び付随する参考資料等並びに紙入札方式参加申請書を書面により提出してください。

なお、イ及びウの提出期間内に申請書、申請書の添付資料、VE提案届出書、VE提案書及び付随する参考資料等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

##### ア 添付資料

(ア) 3の(2)に定める同種工事の施工実績

(イ) 3の(5)に定める配置予定の主任技術者等の資格及び工事の経歴

(ウ) 3の(2)に定める経営事項審査結果通知の写し

(エ) 三重県建設工事発注にかかる格付け通知の写し

(オ) ニューマチックケーソン工法の施工実績を有する者の氏名、資格、工事経歴

(カ) 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第21条第2号に規定する特定建設工事共同企業体協定書等の写し

(キ) 3の(12)に定める認証取得に関する資料

a 当該適用規格の認証取得を示す登録証の写し

b 本件工事等を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれることを示す書類

c 認証取得している事業活動が、本件工事等の内容に一致していることを示す書類

なお、b及びcは、aの登録証の写しによってその内容が確認できる場合は、この限りではありません。

##### イ 電子入札システムによる受付（「競争参加資格確認申請書」及び「媒体提出通知書」）

###### (ア) 提出期間

平成17年9月26日（月）から同年10月26日（水）までの午前8時30分から午後4時までとします。（三重県の休日定める条例第1条に規定する休日を除きます。）

##### ウ 電子入札における添付資料、VE提案届出書、VE提案書及び付随する参考資料等又は紙入札に係る申請書、添付資料、紙入札方式参加申請書、VE提案届出書、VE提案書及び付随する参考資料等の受付

###### (ア) 提出期間

平成17年9月26日（月）から同年10月26日（水）までの午前9時から午後4時までとします。（三重

県の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除きます。)

なお、入札参加を希望する者は、できる限り受付日時の前日までに、(イ)に電話等で申し出てください。受付時間を別途連絡します。

(イ) 提出場所

三重県津市桜橋 3 丁目 446 - 34  
三重県津地方県民局下水道部 総務・用地室 総務グループ  
電話 059-223-5169

(ウ) 提出方法

持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(3) VE提案書のヒアリング

提出されたVE提案書に対するヒアリングを平成17年11月11日(金)に行います。  
ヒアリング開催時刻及び場所等、詳細については別途通知します。

(4) VE提案に関する採否の通知

VE提案に関する採否については、競争参加資格確認通知と同時に書面により通知します。  
なお、VE提案により競争参加資格を確認された者は当該提案に基づく入札を行うものとします。  
また、VE提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合には、標準案に基づく入札を行うものとします。

(5) 入札書の受領期限及び場所

入札書は電子入札システムにより提出してください。ただし、「紙入札方式移行申請書」によりアの日時までに発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送(書留郵便に限ります。)してください。

ア 電子入札システムによる入札書提出締切日時

平成17年12月15日(木)午後3時まで

イ 紙入札による入札書提出日時

平成17年12月16日(金)午前10時に次のところへ持参してください。また、本件工事に係る競争参加資格確認通知書(写しも可)を提示してください。

三重県津市桜橋 3 丁目 446 - 34  
三重県津地方県民局下水道部 5 階 入札室

ウ 郵送による入札書の受領期限

平成17年12月15日(木)午後5時必着とし、次の場所に郵送してください。(書留郵便に限ります。)

〒514-0003 三重県津市桜橋 3 丁目 446 - 34  
三重県津地方県民局下水道部 総務・用地室 総務グループ  
電話 059-223-5169

(6) 開札の日及び場所

平成17年12月16日(金)午前10時から入札書が提出された後、直ちに行います。  
三重県津市桜橋 3 丁目 446 - 34  
三重県津地方県民局下水道部 5 階 入札室

7 契約後VE方式工事

契約締結後、請負者は、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書等を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。ただし、契約締結後の施工方法等の提案については、総合評価落札方式に係るものを除きます。

8 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

納付。ただし、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。)第70条第1項各号のいずれかに該当するときは免除します。

イ 契約保証金

納付。ただし、規則第74条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証

委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第75条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除します。金額については、規則第74条第1項の規定によります（契約金額の100分の10以上）が、次のいずれかに該当する場合は、請負代金額の10分の3以上となります。

(ア) 契約金額5億円以上の特定建設工事共同企業体

(イ) 会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る。）

(ウ) 三重県低入札価格調査実施要領に規定する調査基準価格を下回って契約する者で、同一年度において調査基準価格を下回った契約が2回以上となる場合

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに会計規則第72条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(4) 落札者の決定方法

競争参加資格の確認の通知において、VE提案により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行うこととします。落札者の決定は、これらの者の中で5の(3)及び(4)の評価方法で決定するものとします。ただし、落札者となるべき者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがあります。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(7) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も申請書及び添付資料を提出することができますが、競争入札に参加するためには、当該名簿に登録され、かつ、競争参加資格の認定を受けなければなりません。

(8) 本件入札に係るその他詳細事項は入札説明書によります。

(9) 入札の際、工事費内訳書の提出がないと、当該入札には参加できません。

(10) 下記のア又はイによる納税確認書等（発行日から起算して6月以内のものに限ります。）の提示がないと、当該入札等には参加できません。

ア 県内に本店を有する事業者

(ア) 県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(イ) 本店の消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

なお、電子入札により参加する場合は、落札者となった場合にのみ、契約時に入札の実施日又は契約の締結日の前6月以内に発行された上記納税確認（証明）書（写し可）を提示又は提出していただきます。この提示等がなされたときは、入札参加時において入札の参加資格があったものとみなします。この提示等がなされないとき又は入札参加時に県税並びに消費税及び地方消費税に未納があったことが確実な場合は、入札参加時において入札等の参加資格がなかったものとして当該事業者の入札は無効とします。

(11) 次に該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の4の額とし、支払い額については、契約時に10分の1の額を、その後出来高にあわせ分割払いするものとします。

ア 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受けた場合

なお、イに該当する場合であって、請負契約書第40条の債務負担行為に係る契約の前金払いの特例が、当該会社更生法・民事再生法の適用申請を行った又は適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払金を支払う限度額は翌会計契約金額の10分の4の額とし、支払い額については、当該会計年度の出来高予定金額を超えたときに10分の1額を、その後出来高にあわせ分割払いするものとします。

- (12) 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額の契約で、次に該当する場合は、建設業法上の専任技術者のほか、主任技術者としての資格を有する専任の技術者1名を追加して工事現場に配置しなければなりません。(建設工事請負契約書の特記条項【毎月部分払用】)

ア この工事と同一年度内の県発注工事のうち、三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額の契約が他に1件以上ある者

- (13) 本契約の締結

落札決定後、落札者と仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年三重県条例第9号)に基づき三重県議会の議決を経た後に、本契約を締結します。ただし、落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法に基づく申立てがなされた場合にあつては、当該請負者の施工能力等(施工計画、資金計画等を含む)を判断し、発注者はこの仮契約を解除できるものとします。

- (14) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりとします。

三重県津地方県民局下水道部 総務・用地室 総務グループ  
電話 059-223-5169

## 9 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Shitomo River Purification Center Control-Building including Machinery and Pumping Station Construction Work
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents required to register on the electronic bidding system: 4:00 p.m. on October 26, 2005.
- (3) The date and time for the submission of tenders;  
Tenders submitted by the electronic bidding system must be received by 3:00 p.m. on December 15, 2005.  
Tenders submitted by hand must be received by 10:00 a.m. on December 16, 2005.  
Tenders submitted by mail must be received by 5:00 p.m. on December 15, 2005.
- (4) Contact point where tender documents are available:  
Mie Prefectural Tsu Branch Office Sewerage Division  
3-446-34 Sakurabashi, Tsu City, Mie Prefecture, 514-0003, Japan  
Tel. 059-223-5169
- (5) Applications must be made in Japanese.

## 正 誤

平成16年4月23日付け三重県公報第1567号に登載しました、土地改良区役員の退任及び就任の届出の公告中

| ページ | 行     | 誤         | 正           |
|-----|-------|-----------|-------------|
| 31  | 22    | 宇佐美 国治    | 宇佐美 國治      |
| 31  | 下から16 | 山添町1275番地 | 山添町1275番地 1 |
| 32  | 2     | 宇佐美 国治    | 宇佐美 國治      |

毎週火、金曜日発行  
購読料（送料並びに消費税及び地方消費税含む。）  
1 箇月 3,000円  
1 箇年 36,000円  
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。  
<http://www.pref.mie.jp/>

平成17年9月26日発行  
津市広明町13番地  
三 重 県  
印刷・販売 伊藤印刷株式会社  
〒514-0027 三重県津市大門32-13  
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862